

羅漢寺廿四境詩集と佚山黙隠

中野, 三敏

<https://doi.org/10.15017/2332741>

出版情報 : 文學研究. 72, pp.107-132, 1975-03-31. 九州大学文学部
バージョン :
権利関係 :

羅漢寺廿四境詩集と佚山黙隱

中野三敏

この夏、豊前羅漢寺山麓の「耶馬溪風物館」に蔵される書籍を拝見する機を得た。文庫は明治の漢詩人小野桜山翁が、名山のもとに書を蔵すべく、諸国の知己交友に楸を飛し、又自ら行脚して集書されたもの。その数は万を以て数える。偶手にとった一冊、表紙に「題詠集」と墨書した大本仮綴、僅々四十丁程の写本があった。内容は羅漢寺を題とした漢詩文の集成であり、応安四年東福寺四七二世高庵芝丘の「豊州羅漢窟記」に始まって、明治の高官谷干城や井上馨の題詠五絶・七絶等に至る、体裁も殆ど揃わない覚書き風の一冊である。谷干城の詩には桜山翁の次韻も附されており、恐らくは桜山翁の手によって書留められたもので、その根本は羅漢寺に蔵されていたであろう真蹟類ではなかったろうか。周知の如く羅漢寺は昭和に入って失火に全焼し、これら詩文の原姿は凡て回祿に帰し、今は確かめる術もない。

ところでこの「題詠集」の中心をなす二十四丁分ほどは「羅漢寺廿四境詩集」と題され、その為の序文迄備えて整った姿を示している。即ちこれも、右の題で纏められて羅漢寺に蔵されていたものに違いあるまい。序は八寶曆乙卯冬十月既望／峩眉稗沙門沫摩周繼撰∨とあるも、宝曆に乙卯の干支は無く、文中諸所に徴して宝曆九年己卯の誤写なる事は明白である。撰者の名は内題の次行に八浪華沙門隱山佚輯∨とあるも、これも内容に徴して「佚山」とある

ことによつて、その全伝としたいと思う。

伏山道人隱公傳

實巖昔為_ニ伏山道人_一作_ニ圓通菴記_一記_ニ其出處_一粗焉。道人指_ニ其記失_レ考者_一一一乃乞_ニ筆削_一爲_レ傳。或難_レ傳_ニ其未_レ歿者_一有_レ諸。巖曰、古人有_ニ生祠記_一豈非_レ傳_ニ其未_レ歿者_一邪。又曰、自說_ニ出處_一乞_レ人文_レ之有_レ諸。曰、古人有_ニ自序_一豈非_レ自說_ニ出處_一邪。若有_レ行若有_レ事必請_ニ知己之言_一言_ニ其實之所_一由。豈非_レ乞_レ人文_レ之邪。其人唯唯。於是作_ニ伏山道人傳_一。曰、伏山名黙隱。以_ニ元祿十五年壬午_一生。父森本氏、母八木氏。家世住_ニ浪華_一。道人小字三之助。六歲學_レ書乃有_レ頻伽出_レ聲壓_ニ衆鳥_一之氣。十歲習_ニ志頭磨法_一於田中氏。大書_レ業。十四歲求_ニ出家_一父母不_レ聽、弟代_レ之。鰲山和尚慧顯也。享保丁酉道人歲十六喪_レ父。從_レ母鞠_ニ于舅氏_一。庚子歲十九學_ニ篆隸諸體_一於新興氏。性癖_ニ于篆_一。癖之久而入_ニ于妙_一。自_レ妙入_レ神。神則變化之名變化之所_ニ以爲_一變化。乃道人亦不_ニ自知_一焉。弟子稍稍乎來。篆書千文粹焉。時年二十三。改號_ニ正藏_一一名_ニ時敏_一字_ニ脩來_一。丙午歲二十五參_ニ禪於石峯和尚_一深信_ニ周孔之外別有_一向上一路。因從_レ峯東矣。峯則宜雲寺主。宜雲在_ニ深川_一。道人寓_レ之書名藉甚。以_レ時省_ニ母浪華_一。母命聘_ニ某氏_一娶焉。迨_レ後鰲山住_ニ備中庭瀨村松林寺_一編_レ蒲養_レ母乃絶_ニ他適_一焉。不_レ爲_ニ塵累_一絆也。家有_ニ大悲金像_一乃曾祖父諱道慧抵_ニ暹羅_一之所_レ得也。附_レ母托_ニ之松林_一。不_レ遺_レ本也。癸丑歲三十三屬_ニ林大學頭信充_一。信充取_レ其篆書論語及其所_ニ爲序_一印譜金剪府者_ニ薦_一之幕府。幕府賞_ニ以白金_一且命_ニ有司_一傳_ニ其授譽之言_一。而論語收_ニ聖廟_一印譜藏_ニ內府_一。道人拜_ニ其白金_一封獻_ニ母氏_一爲_レ壽。母氏且喜且感且恐_ニ道人生質庭廩不_レ得_一壽與名郡_一。因文祈_ニ彼金像_一願_ニ促_一我壽_一以延_ニ子命_一。乃元文三年戊午八月也。與_ニ道人書_一告_ニ以_一其狀_一以激_ニ勵之_一。越九月六日無_レ疾而溘然矣。迨_レ鰲師告_ニ訃痛哭無_レ勝奔_ニ干幸手知足菴_一欲_レ服_ニ緇報_一劬勞_一且自遂_ニ初志_一也。十二月五日禮_ニ三空良珍和尚_一依_レ法披削更_ニ以_一今名_一。時年三十七。明年幸手啟_レ行造_ニ松林寺_一。墳墓未_レ燥哀毀極矣。先_レ是洪水蕩_ニ毀松林所_一奉皇祖之廟門及披垣。道人

持レ疏化^ス之^ヲ或書以買^ニ易^ス之^ヲ。最久^ニ于岡山^ニ。弟子麿^ノ至^リ稱載^シ而旋^シ以^テ新^ス其毀廢者^ヲ。寬保元年辛酉珍師解^レ印駐^ニ錫勢南^ニ。道人趨^テ之^ニ金像與俱^ニ。自^レ是日課^シ般若理趣分^ヲ。寒暑如^ク一^ノ。時珍師住^ニ川俣東漸寺^ニ。欲^シ聚^テ衆結制^シ不能^ス。道人募^シ化京師^ニ成^ニ概^一會^ヲ。乃二年壬戌冬也。二童從^テ求^テ出家^シ道人謙矣。獻^ス諸珍師^ニ。隱圭宋猷二子是也。凡道人度^ス人^ノ不^レ敢^テ自當^ス。如^ク此類^ノ者十有餘人。至^ヤ其誘^ハ掖後進^ニ也無^ク緇無^ク素各成^ニ之^ヲ器^ヲ。猶^シ春陽秋露以^テ時及^テ物莫^レ不^レ秀且實^ニ焉。如^ク川俣角谷氏子某^ノ其尤^{ナル}者也。道人以^テ其故名正藏^ニ與^テ之稱焉。父久右衛門特為^ニ道人^ノ新^ニ勸^ニ精廬^ニ四事供養^ス。道人扁^シ以^テ圓通^ヲ。以^テ金像可^ク安也。蓋自^レ是始志^シ繪事^ニ。初道人在^ニ松林^ニ乞^テ鰲山師^ニ寫^シ其皇祖神像^ヲ。像神筆也。其來尚矣。鰲師亦善^ク畫所^ニ寫殆遍^ニ真矣。乃附^テ商舶^ニ抵^テ之川俣^ニ。一夕貝風暴起船與^テ貨物^ト漂溺^ス。舟子以^テ身僅免^ス。黎明視^テ之其像隨焉沿^テ渚^ニ。擧^テ而發^ス之儼然無^ク一點汗^ヲ。郵送^シ川俣實寬保元年辛酉九月三日也。道人夙起偶爾謂曰。今日神像來矣。少焉果來。見聞發^シ信矣。鎮^ニ圓通菴^ニ焉。延享三年丙寅將^テ適^ニ長崎^ニ。荒木氏忠助者發心出家乃自^レ京師^ニ共旋^シ川俣^ニ。度名^ニ元阿^ニ。元阿貯積傾^テ供^テ道人^ニ。丁卯珍師遷^ニ豊前羅漢寺^ニ。冬十一月五日元阿沒^ス。元阿聚^シ石^ヲ書^シ法華^ヲ。僅止^ニ四卷^ニ。道人為^テ繼書^シ之。偶有^ク一石長二寸餘博厚應^レ之者^一。方寫^シ菩薩^ノ二字^ヲ。反視^シ其陰^ヲ。二十人多^ク六字宛然如^ク鑄^カ。海雲一文禪師記^ス之岡崎金龍道人銘^ス之各有^ク所^一判焉。寬延元年戊辰春復將^テ西遊^シ。乃率^テ珍師徒石友祐章懷玉及正藏等^ヲ。先覲^シ師於羅漢^ニ。海上風難誦^シ般若^ヲ免焉。秋抵^ニ長崎^ニ。其席未^レ暖來請^シ書畫^ヲ者履盈^シ戶外^ニ矣。姑蘇沈生等觀^テ其大小二篆^ヲ。嘆曰。斐然我黨蔑^シ以加^ニ焉。居^ニ長崎^ニ三年悉得^テ沈南蘋畫法也。竟旋^シ羅漢^ニ。羅漢之勝伯^ト仲臺雁^ト。道人更^シ其圖誌不^レ雅者^一。補^シ其扁額毀損者^ヲ。甚者改^テ之其績煥然矣。居^ニ亡^ク何辭遊^シ防長間^ニ。二年而還^シ京師^ニ。閱^シ市得^テ說文長箋^ヲ。乃明趙宦光所^ニ作其書極少^ニ。昔道人借^シ之於人^ニ嗜^シ之之深抄^シ之半焉。今得^テ之也大耐^シ宿志^ヲ。攜旋^シ川俣^ニ。沈浸反復左右逢^テ原因撰^シ千文長箋及異同考等^ヲ。成矣。寶曆七年丁丑珍師應^ニ大寧請^ニ未^レ及^テ視篆^ニ宋矣。此歲道人移^シ錫京師^ニ。雖^レ寓^シ紫陌紅塵之間^ニ。寡欲節儉怡然如^ク居^ニ深山窮谷^ニ。搢紳才子煩^ニ以^テ翰墨^ヲ者素練玉軸積如^ク

東筍一晴日一窓據^レ。几揮灑轉^レ。之頃淋漓皆盡始^レ。願^レ有^レ失手^一。矣。人或問^レ。何以爾妙^一。對曰。以^レ無所得^一。故得^レ之。其人^レ不^レ達徐而論^レ之曰。上自^レ聖賢^一。下至^レ履豨畫墁^一。苟非^レ無所得^一。不^レ能^レ至^レ之妙^一。識者以為^レ知言^一矣。八年戊寅再^レ篆書千文^一。附以^レ異同考^一。嘗在^レ長崎^一。所^レ摹五百應真像與^レ荒木氏^一。使^レ具^レ法輪寺法寶^一。其他所^レ書法華金剛心經理越分等經^一。殆二百餘卷。若篆若隸若真行草莫^レ不^レ備極^一。其變態^一以^レ嚴^一之標裝^一焉。或藏^レ名山^一。或秘^レ金勝^一。其金剛般若多系^一。家而所^レ為云。九年己卯鰲師未^レ矣。鰲師已退^一。松林^一隱^レ市於書畫^一。名與^レ道人^一。有^レ二難之美^一。因屬^レ後事於道人^一。道人不敢^レ私^レ其一物^一。分^レ其遺金與^レ諸書畫衣服器皿^一。或授^レ鰲師徒弟^一。或歸^レ松林常什^一。施及^レ親戚故舊^一。人服^レ其廉^一矣。十年庚辰春為^レ羅漢寺^一。抵^レ都鄙儒釋^一。乞^レ其二十四境題詠^一。嚴亦與焉。三月初嚴遊^レ京師^一。道人^レ不^レ以^レ嚴^一不^レ文^一。以^レ謂知^レ我者嚴也^一。因^レ一^一二^一其出處^一。以俟^レ後之撰^レ書畫譜^一者^一。其莫^レ道^一禪林無^レ人哉。

實嚴曰、不患^レ道不^レ可^レ致也患^レ志不^レ堅。不^レ患^レ伎之不^レ易^レ精也患^レ術不^レ擇。擇^レ術而不^レ移執^レ志而不^レ變而養^レ之^一。以^レ歲月^一淑^レ之^一。以^レ師友^一。則奚道不^レ致奚伎不^レ精邪。嚴於^レ伏山道人^一。蓋有^レ徵焉。初道人襁褓之中嬉戲必弄^レ觚翰^一。迨^レ今五十餘年^一日矣。豈非^レ養^レ之邪。負^レ笈四方^一。始無^レ常師^一。豈非^レ淑^レ之邪。故書與^レ畫擅^レ名^一。一世^一。靡^レ有^レ出^レ其右^一者^一。夫擇^レ術之善者必執^レ志之堅。術善而志堅則伎與^レ道^一也。道人初求^レ出家^一。中間^レ禪要^一。終遂^レ志焉。於是乎誦^レ般若^一。則感^レ靈異^一。書^レ法華^一。則得^レ奇石^一。邀^レ神像^一。則通^レ冥機^一。捨^レ妻孥^一。育^レ英才^一。孝^レ于母^一。恭^レ于人^一。廉^レ于財^一。謙^レ于身^一。而名震^レ鉅公^一。不^レ以為^レ屑焉。凡此數者皆道人道與^レ伎^一之跡也。迹必自^レ實。實則自^レ志與^レ術。術豈可^レ不^レ擇哉。志豈可^レ不^レ執哉。其嗜^レ趙官光書^一。一旦得^レ其難^レ得者^一。是千載揚雄也。雲隨^レ龍風隨^レ虎同物相感^一。皆然。豈偶然乎。嚴已作^レ道人傳^一。系^レ以^レ論贊^一。以告^レ世人^一。且暮更^レ業未^レ始^レ升^レ堂食^レ饌者^一。以自^レ警焉。寶曆十年庚辰春三月。

千丈実嚴の伏山伝は以上を以て終る。しかも「余韻」にはこの他伏山に関する詩文猶二十を越すものがある。その中には実嚴自身右の伝の冒頭にも述べる通り、該伝の母体となった「円通菴記」（前編卷五）などもある。そしてそれらは互いに補いあつて伏山伝のより精しい姿となる。以下に年次を辿り乍ら補記する所以である。

○元禄十五年、父森本氏母八木氏の間に生まれた佚山は幼名を三之助といい、当時の世俗の慣習通り六才から手習いをはじめたという。「伝」の後文に曾祖父を道慧といい、暹羅にわたって観音の金像を得て持帰り持仏としたというを見れば、海外へも秘かに出かける程の商人の家でもあったものか。十歳にて師事し佐々木志頭鷹の書法を学んだという田中氏とは何者か皆目しれない。志頭鷹は字専林、号松林堂。父専念が既に唐様の書道の師として名高く、京に生れてその業をつぎ、寛保元年大坂天満に歿している。没年五十六才故、正徳元年といえはまだ二十五才の若盛りであり、田中氏も恐らくは父専念の相弟子でもあろうか。唐様とはいえ未だ俗習の抜けきらぬ書風である。

○十四才（正徳五）出家の希望あるも父母の許さぬは嫡なる故であろう。代りに弟が出家した。後に備中庭瀬の臨濟宗松林寺十世の住職となった鰲山慧顛である。やはり「伝」の後文によれば鰲山は書を善くしたとあるが、三村氏の調べでは望月玉蟾の門と「畫乗要略」にあるという。「鑑定便覧」（巻六）にも玉蟾門に大西酔月と並記され筆力遒勁とある。又兄佚山と同じく篆刻の技にも秀でていた事は後述する。

○十六才（享保二）父を喪って、母に従い舅某氏に養われるというが、或いはこの時一旦姓を換えて前川氏を名乗ったかと思われる節がある事は享保十三年の項に述べる。

○十九才（享保五）新興蒙所（におう）に師事し篆隸諸体を学ぶ。特に篆書を癖好し入神の技ありと。蒙所は今更言う迄もない、当時浪花にあつて第一流の書家であり、特に篆隸の体に秀れ、よくそれ迄の俗習を一掃して浪華の唐様書風を一変させた。宝暦五年に六十九才で没する故、佚山よりは十五才の年長である。宝暦七年、書肆の手によって故蒙所の「草書國牘」の刊行が企てられた時、佚山は頼まれて序を書いたが、それに「相与（よ）切（き）劇（し）六書（の）相得（た）驪（ま）甚（し）」と記したのには三村氏も評される如く、聊か佚山に不遜の色ありといわねばなるまい。何故なら同じく蒙所の著の一である「積小館書則」に附載される蒙所尺牘の一には「向に徒弟森玄中正藏東都において広沢老人に見し時、光鐘（蒙所の名）書する所の篆文の魯論及び道德経一卷を携へ示候處云々」とあつて、明瞭に徒弟と称んでいるからである。敢えて不遜

とは言わない迄も、この時の伏山には既に篆書に於いては蒙所に並ぶ力倆を持ち得たとの自負が言われた言葉でもあったろうか。それならば公平に見て強ち己惚の言とも言われまい。ともかく良師を得て伏山の篆癖は磨かれ、手腕大いに進み、やがて弟子も稍見られるに至った。

○二十三才（享保九）初めての著書「篆書千字文」を梓行し、名を時敏、字を脩来、号を正藏と改め、ようやく書家としての道を踏み出し始める。但しこの「篆書千字文」は未だその刊行の真否、所在の有無何れも確認出来ない。後宝暦八年「小篆千字文附異同考」二冊を刊行した時、その書末に附した広告に「大篆、漢隸、真、行、草」それぞれの千字文の石摺りが記されているが、そのうち「漢隸千字文」は後述する如く刊行が確認出来る故、その他も刊行されたものとみる事も許されよう。猶又「大阪書籍出版目録」（以下「大阪書目」と略称）の享保十九年の項にも森本正藏名で「篆書千字文」一冊刊とあるのが見出され、これは刊行された事は確実だが現物は見得ない。次の伏山の著述が享保十八年刊の「修来印譜」迄みられないことから、或いは享保十九年刊を九年刊と実蔵が誤ったものかとも考えられる。

「伝」に言う名時敏、字脩来、号正藏は、「修来印譜」には序に字正藏、号修来と見え、又印面に「玄中別号修来」「正藏別号修来」等とも見える。

○二十五才（享保十一）石峯和尚に参禅したのは浪華での事であろう。石峯は臨済宗妙心寺派の僧。江戸深川高橋の宜雲寺の中興といわれる。宜雲寺は遠島赫免後一時ここに寓した英一蝶の縁で、寧ろ一蝶寺の俗称で通る（墨水消夏録・巻之三）。市野光彦撰文、狩谷掖斎篆額の「一蝶碑あり」というが今はどうか。若くして出家せん事を望んだ伏山であれば仏道への執心は猶絶ち難いものがあったであろう。唐様の書家であれば当然儒学の勉強は怠らなかつたに違いないが、「伝」にはこの時石峯に従い東上し宜雲寺に寓したという。一蝶の没年享保九年をさほど隔ることもなく、ことごとく一蝶の画ける所という宜雲寺の障壁も未だ生々しかったものを目にしたに違いない。「伝」にはその

後浪華に帰省した折母のすすめで某氏と結婚したというが、この所「伝」の文章は聊か明確さを欠き、何やら他家へ養子に行き、その後母が備中松林寺の齋山のもとに養なわれるに及んで、離縁して世俗の絆を絶つに至ったという風にも読める。とすれば、先述した、一時前川氏を名乗ったかというのもこの時の事か。というのは、大坂の古銭家中谷願山の「孔方図鑑」に「享保戊申（十三）春三月坂陽前川修来甫」と署名してものされた跋文がある。修来の号は他によく見かけるものではなく、またその跋文中には「愛^ヤ錢^ツ也觀^ミ古今之風俗^ヲ察^ス梵漢之興廢^ヲ銘文明^ニ六書^ニ圓方配^ニ兩儀^ニ」等とあって、佚山の書癖はようやく金石の学から更に錢貨の銘文に及んだかと思わせる。該書板元の一人に大坂柏原屋が見えるのも、以後の佚山の著書刊行の係りの深さを思えば、何となくうなづけるものがある。とすれば該書見返しの隸書による題字もこの頃の佚山の手蹟を示すものであろうか。願山には他にも二、三の錢書があるが、それには佚山らしき姿は見出せなかった。

ともかくこの前川修来即森本玄中であるとすれば、離縁して本姓に復したのは享保十三年以降の事である。

○三十二才（享保十八）には最初の印譜「修来印譜」三卷三冊の刊行をみたが、何故か「伝」にはこの事に及ばない。架藏本奥附けを欠くが京の桑名元章の序が同年九月に成る故、刊行もこの年と見た。「大阪書目」にも現われぬ所をみると京都板でもあろうか。内題下に「浪華散人森本玄中正藏父 篆刻／門人 多賀脩千晚成父 閲校／門人 小田由誼燕山父 書注」とあって、堂々たる印譜の体を為す。篆刻史上よりみても、江戸の池永一峯について二番目の本格的な印譜の刊行であり、師の蒙所に導かれた所とはいえ、その蒙所自身の印譜刊行よりも早く、所謂初期浪華派の中でも最も早い頭角の顕わし様である。印の風姿は明清全体の所謂方篆雜体といわれる極めて裝飾性の強いもの、これ以後高芙蓉の抬頭迄大流行する。上中巻は中華古人の私印の擬刻で、下巻には遊印の数々を収める。下巻の印文の中には「筆硯精良人生一楽」等既に見えて、後年佚山が編纂して刊行した石天基の「伝家宝」等を参照している事明白である。前引の蒙所尺牘にも明らかな如く、佚山は江戸在住中細井広沢にも面晤しているが、勿論その友池永一

峯にもあったに違いなく、広沢は享保二十年没、一峯はそれに遅れる事三年を以て没するゆえ、佚山の篆刻には何かしかこの二人の誘掖をうける所も必ずやあったに違いない。

○三十三才（享保十九）初秋の頃江戸へ下って書道の門戸を張り、三輪執斎と交を結ぶ。「執斎先生雜著」卷三に「書篆字論語後」の一文あり、「浪華森本氏長筆法兼好古篆凡諸家論篆法書無不旁通而盡窮之矣嘗疑論語之書所記隸体考之古篆有異同也於是盡還之古篆以成書焉證以許氏說文其某字篆作某某字篆從某某之類下一而足享保甲寅歲偶來武府未數月就而學之者貴賤縉素頗多矣僕得見其書於海上氏之机上尋相見其人一面如旧識乃請鄙言於其書——享保甲寅冬十月執斎希賢誌」といふ。以て當時の佚山の行状やその思索する所を簡潔に伝えている。「篆書論語」は即ち後に林信充を通じて幕府に献上するに至ったものであろうが、それと全く同じ物であるかどうか。執斎は許氏說文を以て證とするといふが、献上の「篆書論語」は後述する如く趙宦光の「說文長箋」を偶目して練り直したものらしい。恐らく執斎に見せたものはその初稿でもあったろうか。江戸に来て書家として門戸を張ったこともこれで明らかである。しかし後述する如く、此の年から翌年にかけて大坂でも森本正藏作の法帖類の刊行が相繼ぐ。即ち江戸に定住したわけではなかったらう。「伝」にはこの時すぐに林家入門の如くに記すが誤りである事は後述する。執斎はこの年既に六十六才、親子程の開きがある。執斎と大坂とは平野含翠堂教授などの事もあり、当時陽明学派の第一人者として著名な人物故、佚山も十分な禮を以て接したのであらう。紹介者は、その身辺に陽明学徒らしき体臭を発散していた広沢辺りではなかったらうかと想像する。海上氏は未詳。

同年九月「篆書千字文」一冊を刊行。実物は未だ管見に入らないが「大阪書目」にも記載され、刊行された事は確實。板元は本屋伊兵エ、作者は森本正藏とあり、所附けは北濱一丁目とあって、當時の佚山の住所が知れる。或いはこれが「伝」に享保九年刊という物かも知れぬ事は先述した。

同年秋、蕉門俳人の野坡が、芭蕉の歿地である大坂にその墓のない事を悼み、下寺町遊行寺内に墓碑を建立した。

「諸国翁墳記」にも記す「屋土里塚」がこれであろうか。小倉藩医香月牛山の撰文がこの年晩秋とある故、建碑もこの年であつたらう。現存する碑は戦災で表面の殆どが剥落するが、碑に関しては「撰津名所図会大成」巻四や「撰陽奇観」に詳記される所によれば、表面に「芭蕉翁墓」と大書され「黄檗佚山筆」とあつたという。現在の碑面では確かめられない。

大内初夫氏より、この建碑の由来を述べた刊本「六行会集」（元文三年刊）の御指教に預つたが、同書の野坡自序に拠れば、正面の今は剥落している十六字の銘文は「中納言何がしの君」の染筆とあつて、佚山云々は全く見られない。同書に掲げられた碑面の図にも同様である。佚山側の資料から言えば、第一に佚山が黄檗禅に帰依した痕跡が認められないこと。第二に佚山号は後年の出家によるもので、当時は未だ俗人森本正蔵であることなどあつて、佚山による篆額の揮毫云々はむしろ否定されるべきである。僅かに現存する正面の「芭蕉翁墓」の四字も、やゝ丸味を帯びた行書体で、佚山の書風とは思えない。やはり「撰陽奇観」等の誤記といわざるを得ないようである。

○三十四才（享保二十）、五月、やはり「大阪書目」に拠れば「四体秋興八首」二冊を刊行している。これも現物は未見であるが杜甫の秋興八首の墨本は当時の唐様書家の多くがものしており、佚山も時師の一人として当然の所行であつたらう。

同じくこの年「漢隸千字文」墨本二冊を刊行する。本文末に「享保乙卯春正月書／浪華森本修来」とあり、更にその後「享保乙卯春三月門人東都高宮同」と記した跋がある。架蔵本は下巻のみの端本一冊で、他に伝本を知らない故確認出来ないが、恐らくこの年中の刊行であり、しかも「大阪書目」等に記載されず、跋が江戸の門人の手になる所を見ると或いは江戸刊か。前述した如く当時の佚山は既に江戸浪華に門人を有して立派に門戸を張っていた。その書法は後年金龍道人輯の「鶴書楼法帖」に収める新興蒙所の隸書と酷似している。この頃趙宦光の「説文長箋」を見る機会があつたかと思われるが後述する。

○三十六才（元文二）三月十七日、鈴木養卜の口入により江戸儒門の宗家林大学頭信充の門に入る。「伝」には「癸丑歳三十三」の事と記されるが、癸丑は享保十八年、三十三才は享保十九年で、これは何れも明確な誤伝である。林家入門帳「升堂記」には前記の日附と口入者が明記され「森本正藏」と記される。又後述する「古篆論語」の自序にも当時をふり返って「元文中一瞥長箋。而篆書論語携。而遊東都。入於林子之門。（中略）其翌年忽聞母氏之訃」とあれば、元文二年の事は間違いない。口入者鈴木氏は不明。因みに当時の林塾員長は自由な学風と洒落な人柄の井上蘭台、享保十九年には篠崎東海、翌廿年には良野華隠等が入門したばかりであった。

同年八月、二つめの印譜集「金剪府」三卷三冊の為、林信充の序が成った。刊も同年であろう。「大阪書目」等に記載されぬは江戸刊の故か。内題に「金剪府／撰江森玄中修来篆刻」とある。

同年自作の「篆書論語」「金剪府」の二著が林信充によつて幕府に薦献され、白金数枚を賞され「篆書論語」は聖堂に、印譜は紅葉山の御文庫に収められたこと「伝」に述べる如くである。佚山の得意の胸中思うべきであろう。

「篆書論語」は前年（享保十九年）の江戸下りの折にも既に持参していたが、この時のものは前引の「古篆論語」自序にも言う通り、趙宦光の「説文長箋」に啓発されて練り直したものであったらしい。更に後年字釈考證を加えて「古篆論語」として完成し、佚山畢生の事業となるものの母体であった。但し前述の蒙所尺牘にも明らかなく、江戸下りに際し蒙所自身の篆書論語をも持ち下った筈であるが、それとの関りは明らかでない。

○三十七才（元文三）、此の年は佚山にとって甚だ重大な年となった。九月六日松林寺齋山の元に養なわれていた生母の没が報じられ、直ちに武藏幸手の知足菴に入り喪に服した。佚山の長寿成功を祈った生母の日常の所作は「伝」及び「圓通菴記」に千文が記して明らかである。遂に同年十二月五日、知足菴に曹洞宗の三空良珍和尚によつて剃髮、佚山道人黙隱を名のことになった。但し、初名は逸山といったかも知れぬのは、現に松林寺本堂に残る聯の署名にはこの字を用いている。佚山の出家は素志によるとはいえ、漸く林家入門も果し儒学、書芸の面での大成を目指

す端緒を擱んだ矢先きのこの出家は、佚山の心に母の愛の占める領域が如何に大きかったかが素直に受けとられることである。しかもこの発心以来殆んど十五年、その行状は敬虔な仏徒としての佚山の精進を示して余す所がない。以てその志の深さを證している。

○三十八才（元文四）知足菴を出て庭瀬の松林寺に赴き、鰲山を助けてその寺域の壯嚴に努め、傍々岡山に出て書の門人を募り、束脩を以て資金に充てた。現在松林寺には篆書六曲半双、本堂の聯、五反幟等がその書技を示すものとして現存するようだが、精査すれば猶何がしかの資料は得ることが出来よう。他日を期したい。その岡山に於ける書道の弟子に吉田相敷、井上子休等の名手を出したことは岡山温故会発行の「温故」（昭和二十九）年・八月号に吉備外史の署名で「郷土書家伝」の連載中に見える。又後述する（六十八才の項）「補闕千字文」の著者近藤某なる早熟の少年に出会ったのもこの時の事という。猶、松林寺では佚山は瀬戸の織部焼の竈元の家に生れたと伝えられている。

○四十才（寛保元）良珍師の勢南川俣東漸寺への移錫により、佚山も共に移住した。寺は三村氏の稿によれば「五鈴遺響」に「勢州飯高郡蓮村 東漸寺」とあり、三村老の頃猶かなりの辟地とある。「伝」に拠れば川俣の角谷久右エ門という者、佚山の為に七日市に一廬を設け、佚山も之を終焉の地と決して円通庵と号けたのは祖先伝来の観音金像を安置するが故の命名という。「円通菴記」に詳しい。久右エ門の子又佚山の誘掖により出家、佚山それに自己の旧号正藏を与える。その他十有余人を誘掖し、良珍師の徒弟とした。猶円通庵には鰲山に写させた松林寺伝来の神筆といわれる天照皇神像があった事を「伝」に記すが、松林寺の像は、後に佚山の莫逆の友となった天台僧金龍道人敬雄の実見談が「神国神字弁論」（大本一冊・安永八年刊）にあり、それによれば明らかに泰伯像であったという。佚山が絵事に志したのもこの時からであると「伝」にいう。

○四十五才（延享三）「伝」に佚山長崎飄遊を図る折、京都の有徳人荒木忠助なる者発心して川俣に来るを得度して元阿と名づけたという。この年は長崎行きは果されずに終ったらしい。

○四十六才（延享四） 良珍師は豊前耶馬溪の羅漢寺に遷った。同寺第十世である。

同年十一月五日、荒木元阿没した。元阿の墓は京都市下立賣御前通り西入ルの法輪寺通称達磨寺に現存する。後述する如く佚山の墓も同寺同所にあつて合葬された如く、この両者には凶り知れぬ因縁が存したものの如くである。法輪寺は享保十二年の開創で大檀越荒木氏宗禎の建造寄進に係る。墓域には荒木姓の墓多く、恐らく元阿又その縁辺の一人であつたに違いない。墓は卵塔で正面に「白圓齋元阿法師」とあり、裏面に辞世であらう「あかつきを待夜のそらやかゝやきてむかひの雲は月のいりしほ」の歌を刻む。俗名は荒木氏直孝とある。元阿存生中、七万枚弱の小石に法華を書写せんとして四巻を終えて没した為佚山それを書きつゞ中途にして一奇瑞を得た事は「伝」に詳しい。海雲一文禪師の記、金龍の銘共に今明らかにし得ない。

○四十七才（寛延元） 念願の西遊の旅に出、先づ羅漢寺に師を尋ね、同年秋長崎に至り、以来三年を長崎に過す。長崎滞留中、華人沈草亭を始め高君秉、千丈実巖等と交友を深め、又沈南蘋の画法を習得した事は「伝」に述べる所である。

実巖との出会いは「余韻」巻三の「贈黙隱序」なる一篇に詳しい。実巖は寛延二年秋長崎に遊び、適前年から滞留中の佚山に会い、その篆刻の巧に感じて法兄甘露大潮に貰った千丈実巖の題詠五絶を示してそれを印章に刻する事を頼んだ。以来数日旅宿を共にして語り逆莫の交りを結ぶに至ったという。

高君秉は号を陽谷実名渡辺忠藏、長崎の訳官で長崎に芙蓉詩社を結成し護園の詩人として、一人西陲の地に氣を吐いていた。明和三年四十八才で没している故、当時三十才の盛りである。酒乱の豪傑肌の人物だったらしいが、佚山の書技及び六書の学力にはすっかり心服していたらしい事、後宝暦八年に佚山著の「小篆千文異同考」に贈った序文に見える。その人柄は亀井南冥の「我昔詩集」の引にくわしい。

沈草亭は董可亭と並んで当時長崎詣での文人墨客が自己の著作にこの人の序若しくは題言を貰う事を一つの目的と

したと述べても良い程の有名な人であるが、佚山もまた首尾よく寛延三年二月に「小篆千字文」の序を貰い、宝暦八年に刊行した板本にも巻頭に掲げている。文中佚山の篆書を指して「超唐入漢」といふ、「智永之後身乎」と結ぶのは御世辞とは言え如何にも思いきった誉めようではある。但し「余韻」巻二に収める「印譜序」なる実巖の文は「代姑蘇沈草亭」と副書きがあつて、即ち佚山の印譜の序を沈草亭の名で代作したものである事がしれる。この文は更に後に大潮の批評迄あつてそれはそれとして面白いが、この例に徴して、右の千字文序も或いは実巖の代作かも知れぬ。

沈南蘋の画法を習得したという佚山の画は三村老によれば鶴亭や鼓岳と同じく全く長崎風の一語を以て評されるものと言う。即ち一機軸を出だしたのではなく、忠実に画風を模したという事であろう。しかし近代では佚山は寧ろ画僧として扱われる事が多かったようで、「書画骨董雜誌」等にはその画幅が散見する。例えば同誌百六十三号、二百六十八号、二百八十一号等に写真版あり、又その「達磨図」なども偶目した。

又、この長崎滞留中に佚山は「説文長箋」を熟覧する機を持ったのではないかと思われる。書陵部藏「船載書目」(大庭脩氏編による)によれば同書は延享二年に船載されたものの、本柄が悪く、更に翌三年船載の物が撰ばれて四年正月に江戸へ持渡され、翌延享五年にも一部五套三十二冊本が船載されている。大庭氏に拠つて長崎書物改役の向井家の旧記による物と判定された概書目には、その第卅六冊(延享二年書目校閲写)に殆ど三十丁程に掛つて「説文長箋」の内容が、目錄・解題・凡例・叙・自序と引写され、更に本文も冒頭七、八丁ほど引写されている。恐らくは江戸からの特注があつたので、向井家でも特に概書に注目して、かかる詳細な筆写を試みる事になつたのであろう。前述した通り、佚山は既に元文年中にこの「長箋」を一瞥して「篆書論語」を成し、幕府へ献じたという、事実ならば、これ以前に既に坊間に「長箋」があつたわけだが、それは恐らく正規の手続きを経て船載されたものではなく、黄檗の僧侶等が自家用として将来したものが民間に溢れ出たものであつたらう。何れにせよ當時に於いては稀覯本であつた事は間違ひなく、幕府の特注は佚山の「篆書論語」献上がきっかけとなつた事であつたと考えられない事もない。

しかし佚山自身「一瞥」といつている通り、元文中には恐らくその全本を熟覽するには至らなかつたようで、その後宝曆四年（五十四才）に偶然市中にその全本を購い得て驚喜した事は後述する通りである。とすれば、長崎行の目的の一つにはこの「説文長箋」熟覽の望みがあつたに違ひなく、頂度延享二、三、五年と引続いて舶載された直後の事ではあるし、三年間の滞在の内には、つてを求めて熟覽の望みを果したと思われる。

○五十才（宝曆元）この頃長崎を離れ羅漢寺に帰り、羅漢寺の莊嚴に努めた事「伝」に述べる所である。昭和の大いに焼ける迄の羅漢寺には多く佚山の篆額、揮毫の類あり、殊に方丈の襖全面の佚山の篆書は見事であつたと、現風物館長岩淵老の談があつた。現在は全く見られない。因みに千丈実巖が羅漢寺を訪れ大潮に青の洞門の実見談を細かく報じたのも此頃か。

○五十一才（宝曆二）この頃羅漢寺を離れ防長の間遊ぶこと二年と「伝」に言う。又「余韻」卷十一「復羅漢良珍和尚」なる尺牘に「黙隱老去年以来互相睽違、無由面晤。今仍駐錫山口、大以書畫作佛事。想其寓所門限非鉄恐致毀損耳」と、その書畫を乞う者の多き有様を述べる。又同書卷十一「与黙隱道人」には去秋は長州西市村に在りという故、宝曆二年長州、三年防州と転々したものか。

○五十三才（宝曆四）この頃漸く防長間の飄遊を終え、京に帰り、街中に趙宦光の「説文長箋」全本を購い得て驚喜し、携て川俣円通庵に帰り、以来沈浸反復その緼練を極めると「伝」に言う。この時から佚山の本格的な説文学の研究が始まったと見るべきであろう。その結果の最初の頭れが「千文異同攷」であるが、それは後述するとして、ここには同書の佚山自序に言う長箋の説明を引いておこう。

「夫長箋一百卷以許氏説文、匡蔡邕孟蜀石經之譌、兼正徐鉉徐鍇韻譜解、乃至許叔重訓詁、尚補不盡。可謂六書大成矣」

又、此の秋、龍草廬はその親友生駒山人の自伝を書し、佚山の篆書の題を乞うて、法帖にして刊行した。草廬門人

李景義の跋文には、山人の文と草廬の書と、佚山の篆とを三絶と称している。

○五十五才（宝曆六）円通庵に長箋の考究を積むこと二年、この年迄に「千文長箋」十卷並びに「千文異同攷」を成稿し、五月に「千文異同攷」の自叙を京の寓舎に於いて撰した。刊本に附されたその自叙は凡て正字に記され、処々に異体字、俗字の注を附す所、即ち舶載本「説文長箋」の趙宦光自序と全く同じ体裁を示している。以てその傾倒ぶりの甚しさを知り得る。猶刊行は更に後れる故、その項に記す。

○五十六才（宝曆七）この年漸く円通庵を離れて京師に移居（伝）。又暫く浪華にある内前年没した旧師蒙所の「草書国字牘」に佚山自身が語彙を草書に認めて参考としたものを書肆会友堂が持参して、刊行すべく序を求めたのでその旨を認めて渡し（同書序）、又浄土門の奇僧孤立道人大我が「大学考」の成稿に当り校字を依頼して来たので需に応じた（千文異同攷、大我序）。大我との交遊もこの頃から頻繁になった。一方羅漢の良珍師が此年没した。既に老境に入って京師繁花の地に居を下した佚山の周辺は赴く者、来る者漸く繁雑を極める様になる。後述する如く実弟鰲山も、これより先、松林寺を退隠して洛東清水辺りに庵住していた模様である。常足庵はこの頃の佚山の庵号か。

○五十七才（宝曆八）正月「小篆千字文・千文異同攷」二冊刊行「小篆千字文」には前述した沈草亭の序あり、墨本に仕立てられたが、附録の「異同攷」は京都に幽蘭社なる詩社を主催して第一流の詩人を自認した龍草廬が校正を受持った。草廬また以後の佚山とは莫逆の友人となる。「異同攷」は草廬、高陽谷の序、佚山自序、大我及び肥後の中維明の跋を持つ。しかも中維明の跋文の書者は高鶴瑞堯侯氏書とあって、後の印聖高芙蓉であるのは見逃せない。「異同攷」は千字文の篆字異同の攷説を「説文長箋」から摘んで記し、以て小篆字体の攷究に当てた。卷末には既刻の佚山書千字文の広告あり、大篆、漢隸、真、行、草の五種がある。又「千文長箋」全部十卷嗣出の予告があるが、これは刊行された形跡はない。ともかく佚山の説文学の最初の成果である。

同年「伝」に拠れば長崎で書いた五百羅漢像を荒木氏に与えて法輪寺の宝物としたというが、これは元阿の親辺に

当る人であろう。今も藏されるや否や定かではない。

○五十八才（宝曆九）「伝」に鰲山没と記す。松林寺の鰲山墓石には同年正月廿一日没とある。鰲山の晩年は松林寺退隠後、上京して本山の東福寺に住し、後清水辺に何適當なる庵を結んで示寂したと伝えられる。松林寺にはその遺墨廿点程を藏する。又三村氏稿には京の小笹氏の藏に「奚疑印譜」一冊、半学堂脩来正藏甫篆書寒松堂釈顛鰲山叟篆刻なるものありと。伏山の出家以前の篆書を鰲山が刻したものでらしく、とすれば鰲山も又早く篆刻にも秀でていたらしい。その歿後の伏山の周旋ぶりは「伝」に詳しい。

同年の夏、羅漢寺の法友無学和尚、京に入り伏山に羅漢寺二十四景の題詠を集めんことを図る。事は「廿四境詩集」の周讎序に詳しいが、摘述すれば、元羅漢寺には十二勝境の撰あり、即非・高泉・悦峰の黄檗三和尚の偈頌あって著名であったが、其後九世信宗和尚が重ねて十二勝を撰び合せて二十四境とし、十世良珍和尚は後の十二勝にも題詠の美を副えんと図って果さず物故せし故、その遺志を果さん為に十一世無学の挙となったという。伏山は勿論周旋これつとめて、同年秋には未だ二十四境を見ぬ人の為にその図を作り示して都下の知己交友に題詠を乞うた。その結果同年冬十月十五日周讎の序文も成って、見事に二十四境詩集の完成を見た。その子細は詩集中の各人の詩の引に詳しい。詩集は巻頭に周讎の序ある事は述べた、以下大潮の引及び七絶二十四、周雍の七絶二十四、金龍敬雄の五絶二十四、実巖の引及び七絶二十四、叡山の釈慈薫の七律一、洛東心光寺の釈惠晃の七絶一、四辻中納言公亨の七律一、明経博士唐橋在家の七律一、和笛の名家大神景貫の七律一、龍草廬の七律一、岡山藩儒近藤篤の引及び五絶二十四、尾張福田村の豪農西河翼、同篤、同英の三名による引及び五絶・七絶交じへての二十四、尾張藩書物奉行松平秀雲の五絶二十四、以上十五名の題詠を収める。この内大潮の詩のみは、その引によるに丁卯即ち延享四年の秋の作とある故、今度の伏山の周旋によるものではないが、他は凡て伏山に拠ること明らかである。又この詩の内、金龍の詩は「雨新菴詩集」に「羅漢寺十咏」として、この内十首のみが採られ、実巖は「余韻」後編巻十五に引共に採られる。

但し「余韻」は「華鯨楼」を一首失却として洩らすが、「詩集」には全備する。大神景貫は「青霞稿」（安永九年刊）巻三にそのまま見え、龍草廬も「草廬集・第三編」巻三に収めるが、その他の諸家の詩は何れも刊本詩集には見えぬ。又佚山自身の詩は、「豊前国羅漢寺之眞景」と題して「西竺飛來東海濱 峩々山色幾千春 疑觀教主坐靈鷲 一會儼然對応眞 寶曆乙卯冬常足庵主佚山道人」とあるものが、現在風物館に藏される美濃版二枚継ぎの羅漢寺全景図の色摺り版面に題詩として刻されており年号からいって此の時の詩の一だったに違いない。又右の全景図には廿四境も凡て図示されていて、即ち佚山自らが画いて京洛の知人に示した廿四境図を元にした物ではなかつたろうか。（巻頭写真参照）「伝」には以上の擧を寶曆十年の事とするが、誤りであろう。

○五十九才（宝曆十）三月、千丈実巖京に遊んで佚山に逢い、その伝「佚山道人隱公伝」を作る。

以上の記述が実巖の「伝」を元にした佚山の足跡の凡てであるが、これ程の交りをつ結んだ二人も後絶交するに至つた事が、やはり実巖の文によつて知れる。その時期は明和四年佚山六十六才頃とみられ、それ迄の両者は交らぬ親交を続ける。以下に実巖の「伝」以降の知り得た限りの佚山の足跡を追つてみる。

○六十才（宝曆十一）を迎えて龍草廬及び実巖の佚山六十寿詩がある。草廬の作は「贈常足禪衲」と題し「善哉方外客 恬澹染清貧 茆屋非嫌市 麻衣不染塵 篆楷書入妙 花鳥畫將神 萬事唯常足 悠然六十春」（草廬集三編・卷二）とあり、実巖の詩は「余韻」後編卷十二に収めて、佚山の酒を好んだことが註してある。又「余韻」巻十五に収める「題夢庵図」の遊びもこの頃であろう。その引に言う所は、実巖京に在る日、一日大我上人を洛東岡崎の夢庵に訪うに佚山と大西酔月の三人を以てした。大我の乞うにまかせ酔月が夢庵の図を画き実巖がそれに贊をし、佚山が篆書した。筆墨の給事したのは佚山に従う二童子であったと。以て佚山京住の平生の有様を伺う事が出来る。酔月は前述の通り佚山弟の鰲山と同じく望月玉蟾の高弟であり、酔月画く所の佚山騎象の像ありとはやはり「余韻」後編卷一に文あつて知り得る。

又金龍の「雨新庵詩集」に佚山大我両公と同じく嵯峨の大堰川に遊んで雍公の贈られた詩に和したことが記されるが、これも同じ頃の事でもあろうか。雍公というは前述の「二十四境詩集」に序を撰んだ周雍であろうと思われるが、未だ明らかにし得ない。後年恐らくは明和七年の「古篆論語」刊行に先立つ一、二年頃の十二月出しと思われる佚山書牘が、「名家手簡」第五集上に収められるが、その文中「老僧莫逆交友金龍大我草廬而已ニ御座候」とあり、その莫逆の交は大略この頃にその端を発すると見てよからう。実巖の名が見えないのは、これも後述する如く、明和四年頃既に絶交した故であった。金龍、大我に関しては既にそれぞれの略伝を発表しておいたので、御参照願ひ度い。「金龍道人伝攷」（「近世中期文芸の諸問題」所収）。「釈大我伝攷」（「愛知淑徳短大研究紀要・第六号」）。

同年九月には自著「伝家宝狐白」二冊が成り自序を記したが、この序も「余韻」巻一に拠るに実巖の代作である。該書内容は清の石天基の「伝家宝」中「快樂印言・紳言」の二部を翻刻し、その篆文の不正なるを「長箋」に拠って正したものの。既に「修来印譜」にもその印言を取って刻したもののある事は述べたが、即ち「伝家宝」は佚山若年からの座右の書であったものか。佚山修正の篆文は原本と比べて余程雅正なものとなり得ている。

○六十一才（宝曆十二）、正月に徒弟の良隠温山が「百福寿印譜」を刊行した。金龍道人の序を有する。温山は伊勢の人、此の年十五才であるから早熟の才といえよう。佚山自身にも「百福寿印譜」一巻の作あり、小笹氏の藏本を偶目したことがある。又明和五年やはり徒弟良長が志学の年に刻した百福寿印を四周に捺し、中央に佚山が竹鶴の画と賛を施した一軸も伝存している。（「書画骨董雜誌」一百六十三号）佚山はその徒弟の篆刻に志す者には十五才に百福寿の印を彫らせる事を常としたものか。温山は寛政九年に五十才で没した。

同年秋、名古屋に遊び永龍寺に留錫中旧癖再び発して「論語」を篆書し、例の「長箋」を以て俗譌異同を訂して一帙十卷の「論語字釈」を成した（「古篆論語」自序）。即ち後に「古篆論語」として刊行したものの初稿である。

○六十二才（宝曆十三）八月には「伝家宝狐白」の刻成って刊行。金龍道人の跋があり、京の林権兵エ刊行であ

る。此の年金龍は長崎に旅し、その帰途羅漢寺を訪れ、完成直後の青の洞門を見て帰り、後に禪海の需めに応じて長文の「山陰鑿道碑銘并序」を書き与えた。洞門を世に紹介した最初の文献である。又これより先千丈実巖もその大潮に与えた尺牘の中で、やはり長崎の帰りに見た洞門の実況を詳しく報告している。こちらは余り知られていないが、「余韻」巻九に収まる。そしてこの二者に羅漢寺の紹介をなしたのは佚山を措いて他には考えられない。

○六十三才（明和元）秋、先述した旧師蒙所の遺著「草書國牘」一冊、大坂寺田善助より刊行された。同書は後寛政十一年に浪華河内屋より「書翰指南抄」と改題されて再板される。

○六十四才（明和二）の秋には再び名古屋にあった事が金龍輯「鶴書樓法帖」（明和四年刊）巻下の筆蹟に記した「乙酉秋九月書于尾陽泉石菴佚山道人」の文字に明らかである。但し泉石菴は不明。又同書にはやはり同年、朴堂上人の為に雪山の書を雙鉤したものが模刻されている。「六十四翁常足道人」とあって、雪山の書は長崎留錫中に得て秘藏したものである。朴堂は不明。或いは「鶴書樓法帖」の金龍跋を書いた撲堂如峯か。とすれば、城州妙法寺住の釈日高で、当時京の書家として著名である。

○六十五才（明和三）、春未だ名古屋にあり、実巖の乞うに応じて「參同契」及び「宝鏡三昧」の二書を篆書し、龍光禪寺より信州大澤寺に遷る実巖に贈る。子細は実巖の文あり「餘韻」後編巻七に収める。猶該文中に龍草廬の佚山篆書に対する評語を記すものあり、佚山の篆書を目して開闢以来一人のみといったという。実巖と佚山の交友に關して年紀の明確なものはここ迄である。「餘韻」巻八に「跋佚山帖」なる一文あり、佚山書の唐詩二首及び禪林役牌類の帖末に記したもののらしいが、「初佚山与余厚、中以言忤遂絶交焉」とあってその後「然不敢掩其美」とあって絶交後も猶その書の美は認めていたらしい。翌年佚山畢生の力作である「古篆論語」の刊行が企てられ、多数の序文が記されるが、実巖が書いた形跡はない。拠ってこの頃を絶交の年と定める。絶交の理由は今となつては知るべくもない。それにしてもこれ迄の交遊ぶりを想い、又両者の仏者としての修行心地を想う時、猶且つ絶交という

擧に出でねばならぬのは、まさに人間の業でもあろうか。

同年六月「古篆論語」の自序成り、「苟不依六書与説文。則詁訓謬而経傳皆為臆説妄談也。学者何不察本而懸末乎。」との抱負を述べて論語一千二百三十余字の一一の字源を探る擧の抛り所を明かにした。

○六十六才（明和四）の十二月、愈々「古篆論語」十巻の刊行出願の許可も下りた事は大坂書林仲間の差定帳に見える。佚山の住所は北野村とあり、序跋類も殆どこの年中に成った。正月に金龍敬雄序、七月に近藤篤の序、八月には伊勢の奥田三角序、十一月には龍草廬の序が出来、尾張福田の西河翼の序も年紀不明乍らあって恐らく此の年中であらう。三角を除いては皆廿四境詩の題詠に馴染の顔触れであり、豪華でもある。しかし実際の刊行は猶遅れた。

○六十七才（明和五）はずっと浪華に暮らしたらしく霜月二十四日成の墨帖「滕王閣叙」一帖、同冬至日成の「岳陽樓記」一帖、何れも珍らしく草書の帖であるが、架藏する所。前者には巻末に「於浪華調古菴」とあり、北野村の庵室の号であらう。但し佚山の草書は篆書に比して見劣りのする事甚だしい。此年の鶴自画讃は前述した。

又同年霜月刊の学者評判記「三都学士評林」の大坂書家部に上上吉にて登場し「頭取久々にて大坂へ御帰り被成た評判はよくござりますワル口いや〜草書と画とはうけとられぬ頭取篆字は関西にこれ程かく仁はござりませぬ近日篆字の千文が出来ます御覽被成ませ」と評されている。

○六十八才（明和六）には五月に「三体広千字文」一冊が大坂本屋伊兵エより刊行された事、「大阪書目」に見えるが未見。住所は北野村。同じく八月に「小篆補闕千字文」一冊柏原屋より刊行。これには龍草廬の序及び佚山自身の跋あり、やはり「書於浪華調古菴常足道人佚山皆年六十有八」とある。跋に言う所は元文中備前に滞留中に近藤氏なる十五才の少年が一夜の中に千字文の補闕を著わしたのを見て、その才に驚き秘藏していたものを、今小篆に書して刊行するという。序、跋、本文共に法帖の形で刊行された。

○六十九才（明和七）の正月、龍草廬が某氏に乞われて自作の浪華懷古詩二首を行書に認めたものを刊行するにつ

き、「黃鶴游天白鷺戲水」の八字を篆書して題言とし、更にその経庭を認めた跋文を贈った。跋末に「常足道人隱佚山書於調古菴」とある。草廬は書家としても著名で特に竹葉体と呼ばれる行書に勝れ、法帖も多く刊行している。該書刊行は同年五月であった。佚山の草廬評は前述した「名家手簡」巻五所収の佚山書牘に「龍氏才は今時海内獨歩和歌も上手ニ而御座候子息も器用勝申候懇意候」とあり、草廬の佚山評は既に記した。互いにその才を認め合い許しあった二人であった。草廬の最も親密な友人であった生駒山人孔世傑の自伝を墨帖にしたものがあり、これにも佚山の題字のある事は既に述べた。

そして六月には漸く「古篆論語」の前半四巻が、諸家序文を首巻として全五巻五冊で柏原屋、河内屋の相板により刊行された。内容はやはり佚山自序によるに「書ニ古篆論語。而附以楷書訳文。有異同者加箋。夫長箋之書者。雖悉以正字注之。初学之経生。恐難解讀。故省繁語。而取簡。易通文解要。逢重出之字。則讓於初出之解。而不注焉。或於一字有二三異同。則不得不用注解也。」という。その本文の字体一一についての攷は、既刊の「小篆千文異同攷」の同字の攷と、繁簡の差はあっても、殆んど同じく、要するに、「説文長箋」を読みやわらげた受けうりと言ってしまうほどであるが、我邦で本格的な説文学の出現は狩谷掖斎辺りに興るとされるのが常識であるのに、寛政を遡る事更に廿年の昔にこの挙ある事は特筆されるに価しよう。

同年同月「大阪書目」に「分隸叢林役牌」の法帖刊とある。未見乍ら内容はやはり当時の唐様書家に好んで書かれた禅林の堂塔役所の名標集であろう。

○七十才（明和八）。草廬に「寿佚山禅衲七十」の七律あり（草廬集四編・巻中）、三村氏の稿には奥田三角の肉筆で「次韻賀佚山上人七句」の七律一首の写真が掲載される。三角の詩は「上人少年篆百寿 今年方值古稀寿 停摸有情非情象 專修無碍無量寿 洪範九疇冠五福 大都巨剎稱萬壽 不為物滑君家事 敢歌八句為世寿 奥田士亨草」

○七十三才（安永三）、正月、金龍の侍童藤世式の詩集「換璋詩抄」一冊が刊行され、佚山は見返しに篆書の題辞

と題言を贈った。世式はこの年十四才。大いに将来を囑望されが、翌年夭折した。卷中「題常足道人寿像」とした七律一首があるが、恐らくは佚山七十の寿像か。

○七十四才（安永四）、正月金龍道人の「這箇録」の自序を正楷にて書し贈る。

同年十一月「古篆論語」の後半卷五から卷十迄六冊刊行され漸く完結する。板元は京の植村、大阪の伴等五肆。

同年三月刊の「浪華郷友録」繙流の部に「見友寺 天王寺東門 釈黙隱字佚山号常足道人精六書」とある。同所に釈温山も並記される故、この頃も同居か。その他書家の部、畫家の部にも出る。見友寺は南畝の「葦の若葉」に「東大門の外右の方に齒神祠あり、此外の道筋を東にいで、左に見友寺あり黄檗宗」とあって、黄檗寺院なる事がわかる。岡田新川の「夢遊篇」（明和八年刊）に「過常足道人」の七絶一首あり、佚山菴中の趣きを伝える。聊か時代は下るが天明九年御免、文化三年彫成とある。「増脩改正攝州大坂地圖」に東門を出て東小儀町、次が久保町の左手に友松庵と並んで見友寺あり、現在の勝山通り三丁目辺りかとは畏友永野仁氏の御指教による。

更に同年十一月刊の「平安人物志」には書家の部に「釈黙隱 字佚山号常足 誓願寺中西林庵」とあって、冬には京へ移っていた事が知れる。同書画家の項には黙隱之徒として釈良隱、釈松隱の二名が記されており、何れも大坂から従って京へ移ったものか。猶、この二書共に作印篆刻の部に佚山の名が出ないのは中年以来篆刻からは遠ざかったのであろう。

○七十五才（安永五）、夏、前年彦根藩を致仕して優游の身となつた草廬が攝津河内間を漫遊し佚山の常足歌を見てその跋を作る。文は「佚山禪師常足歌跋」と題して「南遊艸」にあり、「四五年來頻嗜詩而日吐數百言」属者有常足之歌前後篇「皆述塵外之趣」亦惟禪者之本文也春來日遲レテ大小二篆ヲ書シ斯歌ヲ以為消閑之具焉」とあって、古稀を過ぎた頃からの佚山の日常は専ら詩作に遊ぶ状態であつたらしい。今その詩を誦し得ないのは残念である。

○七十六才（安永六）、八月備中笠岡遍照寺主実幢上人の画蘭十様に京洛の名家の贊を附した「獅子窟詩画」一冊

が刊行され、佚山は其の第九枚に得意の篆書の贊を寄せる。顔触れは大典、清田儋叟、皆川淇園、高芙蓉、龍草廬、江村北海、伊藤東所、澄月上人等々安永当時求め得る最良の顔触れであろう。佚山は以前の中国筋漂遊の頃の知友か或いは晩年の京住の折りに交をなしたものは不明乍らここにある佚山の筆蹟は我々の見得る最後のものとなった。卷末の姓氏爵里には「釈黙隱字佚山攝津人今客寓平安誓願寺子院」とあり、二年前の「平安人物志」に記録されたと同じ住所である。京を中心に気ままに攝河泉を行き来していたものか。

○七十七才（安永七）喜寿を迎へた気のゆるみもあろうか佚山はこの二月二十四日京に没したらしい。墓は以前から法縁のあつた法輪寺にあることが没年と共に三村氏稿中に小笹氏の報告を転載される。確かに現存するその墓は荒木元阿の墓と台石を共にして、元阿の卵塔の左後方にひき添うようにして高サ一尺そこそこの誠に可愛らしい卵塔である。塔面には「佚山黙隱禪師」と刻まれるのみ。他に文字はない。

又佚山の塔と対をなす右後方にやはり同型の卵塔あり「松隱智幹主藏」とあつた。これは「平安人物志」に「黙隱之徒」としてみえた良隱温山と並記された松隱であろうか。この人に関しては何も知らない。この墓域の状態からみて佚山の霊は過去の法縁により荒木元阿と合葬されたものであろうか。松隱また師のあとを追つたものであろうか。小笹氏の報じられた佚山没年は墓石に記載されぬ所をみると同寺過去帳にでもあるかと思われるが未だ見るを得ない。

佚山没後一年を過ぎ京の小川柳枝軒より「補闕篆体異同歌」一冊が刊行された。見返しに「廣澤先生訂正箋注／常足禪師補闕撰述」とあつて、即ち享保十年同じ柳枝軒の手によって刊行された広沢の篆体解説書「篆体異同歌」の遺漏を探つて、更に百五十聯を補闕し、古文籀書等迄を補つて刊行したもの。やはり「説文長箋」研究の餘滴として稿を成していたものであろう。

南川維遷は「閑散余録」巻下に「只篆書三昧ヲ以テ名ヲナセル人アリ」として、以下に江戸の池永道雲、長崎の雷

山一源を挙げ、更に「黙隱伏山ナルモノ浪華ノ産ナリ、篆ヲ能シ明ノ趙宦光カ説文長箋ヲ專学ヘリ、論語ヲ篆書シテ東都ニ獻セシヲアリ、二子ノ篆ヲミルニ一源ハ正ニシテ巧ナラス伏山ハ巧ニシテ變アリ、篆書ノミヲ以テ名ヲナセルハコノ三人ナリ」と記す。維遷は草廬の徒、その伏山の書との親炙は草廬を通じてのものであろうが、この評語は當時識者の目を代表するものと見てよからう。禅僧伏山黙隱の本旨は寺社の莊嚴に腐心し、友弟の誘掖に力を傾け、その暇あれば法華を篆し、般若を隷するにあつたのではあろうが、その書芸は禅餘消閑の技というような範疇を超えて伏山の心中に蟠つたと思う。恐らく伏山の篆癖は、その心中法門への帰依心との絶えざる葛藤を争い続けたに違いない。今この稿にはその葛藤の極く僅かな露頭をさへ現すことも出来ずに終ってしまった。ともあれ、伏山は生母が命に代えて願つた長寿と技芸の成功と両つながらを手にし、その代りには生涯禅僧としての生を貫いて、その母の冥福をも確實なものとしおさせたものの様である。

（昭四十九年十一月成稿）

補一 成稿後、京都大学の寺島員章君に依頼しておいた法輪寺過去帳の写しが届いたので、左に掲げる。

安永七戌二月浪華之産長ニ于篆書一初字ニ修来一中染ニ衣於洞門一黙隱其諱也晩再ニ遊京市一
● 伏山黙隱 禅師 終ニ于誓願寺中一荒木潤月。因ニ交信之故一為ニ之秉炬一分ニ骨于元阿

道者之塔下一収元阿者以レ有ニ師資之義一也五百阿漢之画以云屏風之象画等寄贈可知也

これによって、誓願寺中に没したこと、荒木元阿の墓に共葬された由来等を知る事が出来るが、猶、その没年時は、安永七年二月とあるのみで、小笹氏報の二十四日というは不明である。別に寺伝の資料でもあるかと思われる。現在同寺には五百羅漢の画の一部を存すると、これも寺島君の報せられる所である。

補二 明和元年、当時十九才の頼春水の手控えになる京坂知名士の住所録「東遊雜記」に「黙隱 大島斎にて問ふ事」とある。大島斎は即ち高芙蓉の事。前にも記したが、伏山と芙蓉との交流の何がしかが推測出来る記事である。「東遊雜記」は頼桃三郎氏著「詩人の手紙」所収）

補三 大阪の肥田皓三氏が「書画骨董雜誌」掲載の佚山書画を博搜して教示された。左に記す通りである。

①寒鴉図自画賛。「七十二翁常足道人画併題」。(第百三十八号)

②篆書・兼葭堂寄題詩。「浪華城西穎脱才早年文学独為魁四方真友敲門夥萬卷倉書滿室戸追慕古賢歡古籍伏居塵裡避塵埃迎來圖
護君晟事同癖老僧笑口開 右寄兼葭堂主人英賢 常足道人隱佚山 画印」(第百十九号)

③瀟湘八景図画賛 (第百十一号)

④菊図画賛 (第百七十三号)

⑤梅図画賛 (第百二二号)

⑥鶴図 (第百三十三号)

以上である。その他所見に左の一を加える。

⑦梅図 (第百六十七号)

補四 巖垣龍溪撰「賞春芳帖」 安永六年、京、に、佚山の芍薬の図に芥川丹邱が七絶の詩を題したものを収める。署名は「常足道人

菱屋孫兵エ刊。

画図」とある。該書は、この年龍溪の發起で当時京洛の風騷の士五十六名を撰び二十八対の花舟画賛を作らせ法帖仕立ての画帖としたもの。画は大雅堂に始まり応挙に終るが、中に若仲もあれば来禽、玉瀾の女流もあり、詩は儋叟、草廬、丹邱、北海と顔を揃える。



漢隸千字文（享保廿年刊）家藏



獅子窟詩画（安永六年刊）家藏



豊前国羅漢寺之真景図（耶馬溪風物館蔵・彩色板画）



伏 山 墓（京 都 上 京 区 法 輪 寺）

元阿墓の台石の前部に乗る小卵塔が伏山墓石であるが、本来は台石の左後方に「伏山黙隠禅師」と刻まれた部分を後向きにして建ててあり、頂度その反対側に伏山と全く同型の松隠の墓石がある。